

「フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業者特別教育」

10月29・30日
定員:各日30名

を開催します

対象者 高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者



受講料 12,000円(非会員)
(1名分) 10,000円(鳥取県労働基準協会員)
受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和2年10月29日又は30日
(学科)6時59分から14時30分(実技)14時45分から16時45分
研修時間6.5時間(研修4.5時間+実技2時間)

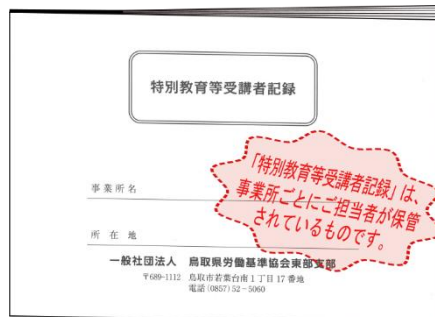
研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)
受講申込みの締切日 令和2年10月21日(水)
及び受講料支払い期限

実技教育を受講の際には、可能な限り「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」一式をお持ちください。また、実技教育にふさわしい服装、履物で受講してください。ヘルメットは使用しません。



お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和2年10月21日(水)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が各日の募集定員(30名)を超えた場合には、希望日の変更をご提案する場合があります。また、両日の定員を超えた場合は、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 事業所のご担当者が管理されている「特別教育等受講者記録」を受講日に持ちください。教育終了後に受講実績を記入してお返します。
- ③ 受講者には教育終了後に「特別教育修了証」を交付します。
- ④ 受講申込み後は、令和2年10月21日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ⑤ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。
- ⑥ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する講習です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel. 0857-29-1707)へお問合せください。



特別教育のお問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当分の間、受講者はマスクを持参・着用してください。また、発熱等のある方は、受講を差し控えてください。